

# **NEC 働き方見える化サービス Plus**

## **利用権パック型 サービス利用約款**

2021 年 1 月 7 日

NEC ソリューションイノベータ株式会社

改版履歴表

| No | 版数  | 作成日       | 適用開始日     | 改版箇所                            | 改版理由  |
|----|-----|-----------|-----------|---------------------------------|-------|
| 1  | 1.0 | 2020/3/17 | 2020/3/17 | —                               | 新規作成  |
| 2  | 1.1 | 2021/1/7  | 2021/1/7  | 第 28 条第 4 項、第 29 条第 1 項第 1 号の変更 | 誤字の修正 |
|    |     |           |           |                                 |       |
|    |     |           |           |                                 |       |
|    |     |           |           |                                 |       |
|    |     |           |           |                                 |       |

## 第1条（本約款の適用）

NEC ソリューションイノベータ株式会社（以下「当社」といいます。）は、本「NEC 働き方見える化サービス Plus 利用権パック型 サービス利用約款」（以下「本約款」といいます。）に従い、第4条に定める本サービスを第4条に定める契約者に提供します。

## 第2条（本約款の変更）

1. 当社は、本約款および NEC 働き方見える化サービス Plus サービス仕様書（以下「サービス仕様書」といいます。）を変更することができるものとします。
2. 当社は、前項の規定に基づき本約款またはサービス仕様書の変更を行う場合、かかる変更の30日前までに、変更後の本約款またはサービス仕様書の内容およびその効力発生日を本約款に定める方法により契約者に通知するものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、Amazon Web Services, Inc.（以下「AWS 社」といいます。）が第4条に定める AWS カスタマーライセンス条件を変更した場合、当社は、変更後の本約款またはサービス仕様書の内容およびその効力発生日を本約款に定める方法により契約者に通知することにより、いつでも本約款およびサービス仕様書を変更することができるものとします。
4. 契約者は、変更の発効日以降に引き続き提供される本サービスを利用した場合は、これをもって、変更後の本約款またはサービス仕様書の内容に同意したものとみなします。

## 第3条（通知）

1. 当社から契約者に対する通知は、本約款等に特段の定めがある場合を除き、当社所定の書式および方法により契約者に通知し、または本サービス専用の Web サイトに掲載する方法により行います。

## 第4条（用語の定義）

1. 本約款において、次の各号の用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。
  - (1) 「本サービス」とは、当社が、「NEC 働き方見える化サービス Plus」として契約者に提供するクラウドサービスをいい、その詳細はサービス仕様書に定めるものとします。
  - (2) 「本利用権パック」とは、契約者が本サービスを利用する権利を表象するライセンス証書（以下「ライセンス証書」といいます。）を内容とする当社の商品をいいます。
  - (3) 「ID 等」とは、ライセンス証書に記載されている本サービスを利用するために必要な企業 ID、エージェントダウンロード用 ID、エージェント設定情報 企業 ID、システム管理者アカウント ID、アクセスキーID およびパスワードをいいます。
  - (4) 「本サービス用環境」とは、当社が、契約者を含む当社の顧客に本サービスを提供するために調達する、AWS(AWS 社が提供するクラウドサービス環境。)をいいます。
  - (5) 「契約者端末」とは、本サービスを通してコンテンツを配信、表示する契約者の PC 等の端末およびこれらに搭載されるソフトウェア等をいいます。
  - (6) 「本サービス契約」とは、契約者が当社から本サービスの提供を受けるために、第5条に基づき当

社との間で締結する本約款に基づく契約をいいます。

(7) 「販売店」とは、当社から購入した本利用権パックを再販する法人をいいます。

(8) 「契約者」とは、販売店から本利用権パックを購入したうえで、当社と本サービス契約を締結している法人をいいます。

(9) 「利用者」とは、契約者の役員または従業員のうち、契約者が本サービスを利用させる者をいいます。

(10) 「AWS カスタマーライセンス条件」とは、AWS 社が契約者に対して公開する、本サービスの一部として AWS を利用するにあたり、契約者が遵守することを定めた条件をいいます。

<https://s3-us-west-2.amazonaws.com/legal-reseller/AWS+Reseller+Customer+License+Terms.pdf>

および <http://aws.amazon.com/trademark-guidelines/> に掲載されています。

## 第5条（本サービス契約の成立）

1. 本サービス契約は、契約者が、販売店から購入した本利用権パックに同梱されているライセンス証書に記載された ID 等を用いて、ライセンス証書に定める本サービス用サイトにログインしたときに成立するものとします。

2. 契約者は、本約款の内容を承諾のうえ、第 1 項のログインを行うものとし、当社は、契約者が第 1 項のログインを行った時点で、契約者が本約款の内容を承諾しているものとみなします。本約款の条件に同意できない場合は、本利用権パックを受領後 90 日以内に、本利用権パックをお買い上げになった販売店にその旨をご連絡ください。本利用権パックの代金をお返しいたします。その他一切の場合において本利用権パックの代金の返金はお受けいたしかねます。

3. 当社は、本サービス契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて契約者に通知することにより、本サービス契約を解除できるものとします。

(1) 本利用権パック購入時に販売店または当社に対し虚偽の事項を通知したことが判明した場合

(2) 過去に不正利用等により本サービス契約その他の当社との間の契約を解除され、または本サービスその他の当社が提供するサービスの利用を停止されたことがあることが判明した場合

(3) 前各号に定めるほか、本サービス契約を締結することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

(4) その他当社が不相当と判断した場合

4. 本約款、AWS カスタマーライセンス条件、サービス仕様書および本サービス契約の内容に齟齬がある場合は、以下の順で優先的効力を有するものとします。

(1) AWS カスタマーライセンス条件

(2) 本サービス契約

(3) サービス仕様書

(4) 本約款

5. 本サービス契約は、別段の定めがある場合を除き、第 6 条第 1 項に定める本サービス利用期間が終了するまで効力を有するものとします。

## 第6条（本サービス）

1. 当社は、ライセンス証書に定める期間（以下「本サービス利用期間」といいます。）、契約者に対し本サービスを提供するものとします。
2. 本サービスの構成、内容その他の事項は、ライセンス証書およびサービス仕様書に定めるとおりとします。
3. 本サービスの利用には、AWS カスタマーライセンス条件が適用されるものとします。
4. 本サービスには、次の各号に定められる事項は含まれません。
  - (1) 契約者端末の調達、設定、接続テスト等に係る作業
  - (2) 契約者端末の運用、保守等に係る作業
  - (3) サービス仕様書に定めのないアプリケーションの提供ならびに当該アプリケーションの評価、導入、運用および保守等に係る一切の作業
  - (4) 本サービス用環境以外のネットワークに係る一切の作業
  - (5) その他、サービス仕様書に明示的に記載のない一切の事項
5. 契約者が本サービスを利用できる地域は、日本国内に限ります。
6. 当社は、本サービスの保守、運用、技術または営業上必要と判断した場合、必要最小限の範囲で契約者が本サービスにおいて利用する情報および契約者の本サービスにおける利用状況に関する情報について監視、履歴情報等の取得、保存、分析、調査その他の必要な行為を行うことができるものとし、契約者はあらかじめこれを承諾するものとします。ただし、かかる規定は当社の監視義務および管理責任を規定したものではありません。

## 第7条（本サービスの提供時間）

1. 契約者が本サービスを利用できる時間は、サービス仕様書に定めるとおりとします。

## 第8条（遅延利息）

1. 契約者は、本サービスに係る金銭債務（遅延利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から完済日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で算出した額を、遅延利息として当社に対し支払うものとします。

## 第9条（契約者の義務）

1. 契約者は、利用者を除く第三者に対して本サービスを利用させてはなりません。
2. 契約者は、利用者による本サービスの利用について一切の責任を負うものとします。
3. 契約者は、本サービスに関して当社から通知を受けた事項を、遅滞なく本サービスの利用者に通知するとともに次の各号に定める義務を負うものとします。
  - (1) 利用者に本約款に基づく本サービスの利用条件を説明し、本サービスの利用者の義務を遵守させること
  - (2) 利用者の本サービスの利用に係る費用その他の債務について責任を負うこと

4. 契約者は、本サービスの利用に関して利用者が遵守義務に違反した場合、速やかに当該違反状態を是正するものとします。本サービスの利用に関して利用者が遵守義務に違反した場合、当社は、第14条、第17条その他の条項に従った措置を取ることがあります。
5. 契約者は、ID等の管理および使用について責任を負うものとします。
6. ID等による本サービスの利用その他の行為は、サービス仕様書に特段の定めがない限り、全て契約者による利用とみなすものとします。契約者は、かかる利用に起因して発生した一切の代金、費用その他の債務を負担し、かつ契約者および第三者が被った損害について当社を免責するとともに、当社が被った損害を賠償するものとします。
7. 契約者は、本利用権パック購入時に販売店または当社に申告した商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所または連絡先その他の契約者に係る情報に変更がある場合には、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届けるものとします。かかる変更を届けた情報についてさらに変更がある場合も同様とします。
8. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

## 第10条 (契約者端末等)

1. 契約者は、本サービスの利用のために必要となる契約者端末を、自らの費用と責任において準備し、当該契約者端末が正常に稼動するよう維持管理するものとします。

## 第11条 (バックアップ)

1. 当社は、サービス仕様書に別段の定めがない限り、本サービスに関して契約者および利用者等が利用する情報（以下「契約者情報」といいます。）の保護を目的とするバックアップを行わないものとします。
2. 当社は、本サービスの安定提供を目的として、サーバー単位にフルバックアップを取得しますが、かかるバックアップは契約者情報およびシステム情報の復元を目的とするものではありません。
3. 契約者は、契約者情報を保護するため、契約者の判断と責任で契約者情報のバックアップを取得、保存しなければならないものとします。

## 第12条 (資料の取り扱い)

1. 契約者は、本サービスに関連して当社から提供される資料（以下「本資料」といいます。）がある場合、これを次の各号に定める条件に従い使用するものとします。
  - (1) 本サービスの利用の目的以外に本資料を使用しないこと
  - (2) 本資料を複製または改変する場合は、あらかじめ当社の書面による承諾を得ること
  - (3) 本資料の著作権その他の知的財産権が当社または第三者に帰属することを承諾すること
  - (4) 当社の承諾無く本資料を第三者に開示または提供しないこと
  - (5) 本資料に記載されている当社または第三者の著作権その他の権利表示を削除または変更しないこと

- (6) 当社が指定する資料を本サービス契約の終了後または当社の要求時直ちに当社に返却しまたは破棄すること

## 第13条 (禁止事項)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に規定する事項を行ってはなりません。
  - (1) 有害なコンピュータプログラム等を使用、送信または第三者が受信可能な状態におく行為
  - (2) 当社または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為(本サービス用環境を構成するソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルする行為を含みます。)
  - (3) 当社または第三者の財産、名誉およびプライバシー等を侵害する行為
  - (4) 本人の同意を得ることなくまたは詐欺的な手段により当社または第三者の個人情報を収集する行為
  - (5) ID等を不正に取得もしくは使用し、または第三者もしくは自己のID等を不正にその他の第三者に開示しまたは使用させる行為
  - (6) 非居住者に対する輸出の手段として本サービスを利用する行為
  - (7) 本サービスによりアクセス可能な情報を権限無く改ざんまたは消去する行為
  - (8) 不正アクセスまたは不正アクセスに結びつく行為
  - (9) 不正な手段により第三者になりすます行為
  - (10) 本サービスの利用または提供を妨げる行為
  - (11) 当社または第三者の通信、電気通信設備の作動を妨害し、過大な負荷を生じさせ または利用もしくは運営に重大な支障を与える行為（事前に当社の書面による承諾を得ない、本サービスに関するセキュリティ診断または負荷試験を含みます。）
  - (12) 法令または公序良俗に反する行為
  - (13) 当社または第三者の信用を傷つけ、または当社に損害を与える行為
  - (14) AWS カスタマーライセンス条件に反する行為
  - (15) 前各号のいずれかに該当する行為を助長またはほう助し、または該当するおそれがあると当社が判断する行為もしくはこれに類する行為
  - (16) その他当社が不適切と判断する行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為が、利用者によってなされたことを知った場合、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、契約者の行為が第 1 項各号のいずれかに該当する場合、またはそのおそれがあると判断した場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止し、または第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、かかる定めは当社による情報の管理、監視または削除等の義務を規定したものではありません。
4. 当社は、前項の処置を取ることが技術的に不可能な場合、契約者に対して第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除するよう要請することができ、契約者はかかる要請に遅滞なく応じるものとします。

5. 当社は、前項の権利の行使に代えてまたは権利の行使と共に、契約者に対して事実確認、説明依頼、再発防止および第三者からの請求等があった場合には当該第三者との調整を要請することができるものとします。

## 第14条 (提供停止)

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対する本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。
  - (1) 本約款の条項のいずれかに違反した場合
  - (2) 第 13 条第 3 項の規定により、本サービスを停止する場合
  - (3) 第 17 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合
  - (4) 契約者または第三者の行為により本サービス用環境に関する当社の業務に著しい支障を来したとき、またはそのおそれのある場合
2. 当社は、次の場合には、契約者に対する本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
  - (1) 本サービス用環境の保守上または工事上やむを得ない場合
  - (2) 第 15 条の規定により、通信利用を制限する場合
  - (3) 本サービス用通信回線を提供する電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合
  - (4) その他天災地変等、不可抗力により本サービスを提供できない場合
3. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止する場合には、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断するときは、この限りではありません。

## 第15条 (通信利用の制限)

1. 当社は、電気通信事業法第 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する虞がある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を中止する措置をとることができるものとします。

## 第16条 (事故対応)

1. 契約者は、本サービスの提供を受けることができなくなった場合、契約者端末に搭載もしくは接続された、当社以外の第三者製ソフトウェアおよびハードウェア、または契約者の契約者端末の利用環境に故障もしくは不具合のないことを確認の上、その旨を契約者のうち、あらかじめ定める者から当社に通知するものとします。
2. 当社は、本サービス用環境に障害または損傷が生じ、本サービスの提供ができなくなったことを知った場合、その旨を契約者に通知し、速やかに本サービス用環境を修理しまたは復旧するものとします。
3. 前 2 項のほか、契約者は、本サービスの不具合、障害発生の実事または本サービスの提供に支障を来しまたはそのおそれがある事実を知った場合、遅滞なく当社に通知するものとします。

4. 本サービス利用期間中に第 14 条、前条および本条の規定により本サービスを利用できない期間があった場合においても、本利用権パックに係る代金は返金されないものとします。

## 第17条 (解除)

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告も要せず本サービス契約の全部または一部を解除することがあります。
  - (1) 本約款の条項のいずれかに違反する場合または違反するおそれがある場合で、当該違反に関する書面による催告後 15 日以内にその是正が十分になされないとき
  - (2) 金銭債務の支払に遅滞した場合
  - (3) 当社に対する背信行為があった場合
  - (4) 監督官庁より営業停止処分または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合
  - (5) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または破産、会社更生手続もしくは民事再生手続の申立がなされ、または自ら破産、会社更生手続もしくは民事再生手続の申立をした場合
  - (6) 自ら振出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手につき不渡り処分を受けたとき、または支払停止状態に至った場合
  - (7) 公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (8) 解散、営業の廃止、または清算の決議をし、または手続きに入った場合
  - (9) 前四号のほかその財産状態が悪化し、またはその虞があると認められる相当の理由がある場合
  - (10) その他本サービス契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
2. 契約者が第 13 条第 1 項各号の定めに違反し、当社による契約者情報の削除または本サービス提供の停止を受けたにもかかわらず、同様の違反行為が繰り返し行われた場合、または販売店もしくは当社に対して通知した内容に虚偽の記載があった場合、当社は当社所定の方法により契約者に通知することにより、本サービス契約の全部または一部を直ちに解除することができるものとします。
3. 契約者が第 1 項各号または前項に定める場合のいずれかに該当した場合、本サービス契約の解除の有無を問わず、契約者は当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに当該債務を弁済しなければならないものとします。
4. 契約者または当社が本条の規定に基づき本サービス契約を解除した場合においても、当社および販売店は、本利用権パックの代金を返金しないものとします。

## 第18条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止するものとし、廃止日をもって本サービス契約の全部または一部を解約することができるものとします。
  - (1) 廃止日の 50 日前までに契約者に通知した場合
  - (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
  - (3) 当社と AWS 社との間で、本サービス用環境の利用に係る契約が解除された場合

2. 当社は、前項の解約に関して契約者に発生した損害について一切免責されるものとします。

## 第19条 (契約終了後の措置)

1. 当社は、本サービス利用期間の終了後直ちに、提供を終了した本サービスに係る契約者情報を削除することができるものとします。
2. 契約者は、本サービス利用期間の終了後直ちに、利用者に対して、本サービスから提供している全てのソフトウェアを直ちに削除させるものとします。
3. 本サービス契約に基づき生じた契約者の一切の債務は、本サービス契約の解除後も、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。
4. 理由の如何を問わず本サービス契約が終了した場合であっても、第8条、第12条第1項第6号、第17条第3項および第4項、第18条第2項、第19条乃至第25条、第27条乃至第29条、第31条ならびに第32条の各規定は、引き続き効力を有するものとします。

## 第20条 (権利および義務の譲渡)

1. 契約者は、事前に当社の書面による承諾を得ることなく、本サービス契約により生じる権利または義務の全部または一部を、第三者に譲渡または引き受けさせ、あるいは担保権の設定その他の方法により処分してはならないものとします。

## 第21条 (契約者の地位の承継)

1. 契約者は、事前に当社の書面による承諾を得ることなく、本サービス契約における契約者の地位を第三者に承継させてはならないものとします。

## 第22条 (責任)

1. 当社は、本約款の定めに従い善良なる管理者の注意をもって誠実に本サービスを提供します。
2. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスまたは本サービス契約に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任は、当社の責めに帰すべき事由または当社が本サービス契約に違反したことが直接の原因で契約者に現実発生した通常の損害に限定され、当該損害発生の直接の原因となった本サービスに係る当社が別途定める本利用権パックの希望販売価格の12分の1を上限とするものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社が予見すべきであったか否か問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとし、本サービス利用期間中の連続する3ヵ月間に当社が契約者に負う損害賠償の累積金額は、当該損害発生の直接の原因となった本サービスに係る当社が別途定める本利用権パックの希望販売価格の12分の1を超えないものとします。
3. 契約者の損害賠償請求権は、損害発生の日から6ヵ月以内に行使しなければ消滅するものとします。

## 第23条 (保証の排除)

1. 当社は、サービス仕様書に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる事項を含め本サービスに関する何らの保証をしません。
  - (1) 本サービスが中断することなく提供されること
  - (2) 本サービスを利用して契約者が提供または送信する情報の内容等
  - (3) 本サービスが契約者の業務または事業活動において一定の目的を達成すること
  - (4) セキュリティホール等の脆弱性が完全に排除されること、不正アクセス等の侵入による情報漏洩が完全に防止されること、本サービスで使用するデータが常に正確であること、本サービスが第三者の権利を侵害していないこと、本サービスに契約不適合が全く存在しないこと
  - (5) 本サービスを構成するソフトウェアプログラムに誤り、欠陥等がないこと

## 第24条 (免責事項)

1. 当社は、サービス仕様書において特に定める場合を除き、次の各号に定める事由により契約者または第三者に発生した損害について何らの責任を負わないものとします。
  - (1) 地震、台風、洪水、異常気象などの天災地変および火災、停電、戦争、暴動、テロ、集団的疫病、政府の規制、法令改正 その他の不可抗力ならびに合理的に当社の管理不能な事由により発生した損害
  - (2) 本サービスを利用するための契約者の環境における不具合、不備または障害等に起因する損害
  - (3) 契約者の情報の送信遅延、誤送、消失、毀損、改竄、漏洩または利用不能により発生した損害
  - (4) サービス仕様書に定める範囲外の未知のウイルスまたは未知の手法による不正アクセスまたは情報漏洩、通信系路上での傍受その他類似行為に起因する損害
  - (5) 本約款において当社が定める遵守事項に違反し、またはサービス仕様書その他の操作手順を遵守しないことに起因して発生した損害
  - (6) 本サービス用環境に起因して発生した損害
  - (7) 本サービスにより蓄積された契約者の情報の保管、保存または契約者情報のバックアップ等に関する損害
  - (8) 電気通信事業者の提供する電気通信回線または電気通信サービスに起因して発生した損害
  - (9) 刑事訴訟法第 218 条(令状による差押え、搜索、検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令または官公署の権限に基づく強制的な処分
  - (10) その他当社の責に帰すべからざる事由

## 第25条 (紛争に関する免責)

1. 契約者は、本サービス利用に関連する契約者の行為を原因として第三者に対して損害を与え、または第三者から当社 に対し何らかのクレーム、要求、訴訟その他の方法による請求（以下「紛争等」といいます）

す。)が提起された場合、自らの費用と責任において当該紛争等の解決に当たるものとし、当社を一切免責するものとします。なお紛争等に関連して当社に損害が発生した場合、契約者はこれを賠償する責任を負うものとします。

## 第26条 (再委託)

1. 当社は、本サービスの提供のために合理的に必要な範囲内で、必要となる業務の全部または一部を再委託（再々委託等を含む。）することができるものとします。この場合、当社は当該再委託先に本約款に基づく当社の義務を遵守させると共に、当該再委託先の行為につき契約者に対して責任を負うものとします。

## 第27条 (知的財産権)

1. 本約款に特に定める場合を除き、当社または第三者が権利を有する著作権、商標権、意匠権、特許権その他の知的財産権に関し、契約者に何らの権利も譲渡または許諾するものではありません。
2. 本サービス遂行の過程で行われた発明、創作等によって生じた特許権、著作権その他の知的財産権については、その発明、創作等が契約者または当社のいずれかの単独で行われたときは、当該知的財産権はそれを行った当事者に帰属し、共同で行われたときは持分均等で契約者および当社に共有で帰属するものとします。なお、当社は、契約者の同意を得ることなく、かつ何らの拘束を受けることなく、自由に共有著作物を利用し、第三者に利用許諾することができるものとします。

## 第28条 (秘密保持)

1. 契約者および当社は、本サービス契約の履行に関連して知り得た相手方の営業上、技術上その他の情報であって開示の際に相手方より書面で秘密であると明確に指定された情報および関連資料(販売店経由で開示される情報を含み、以下「秘密情報」といいます。)について、本サービス契約の有効期間中のみならず本サービス契約終了後も3年間は第三者に開示してはならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
  - (1) 開示を受けた際、秘密保持義務を負うことなく既に自己が保有している情報
  - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
  - (3) 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報
  - (4) 本サービス契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
3. 契約者および当社は、秘密情報を、当該秘密情報を知る必要のある自己の役員および従業員のみを開示するものとし、当該役員および従業員に対して本サービス契約に基づき自己に課された秘密保持義務と同等の義務を課すものとします。
4. 第1項および第3項の規定にかかわらず、当社は、第26条に基づく再委託先に対し本サービスの提供を目的とする範囲で、秘密情報を開示し利用させることができるものとします。
5. 契約者および当社は、本条に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって相手方の秘密情報を管理するものとします。

6. 契約者および当社は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報を本サービス契約の履行以外の目的で一切使用してはならないものとします。
7. 当社は、サービス仕様書に記載する本サービスを構成するソフトウェアプログラムの使用許諾元から要請があった場合、契約者の情報(名称、所在地等)を、当該使用許諾元に開示することができるものとします。
8. 契約者および当社は、本サービス契約が終了した場合または相手方から要求のあった場合には、秘密情報およびその複製物を直ちに返還または廃棄するものとします。

## 第29条 (個人情報)

1. 当社は、本サービス契約に関連して知り得た契約者の個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき定義される情報のうち、本サービス契約の履行に関連して知り得た、当該個人の識別が可能な情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができることとなる情報を含み、秘密の情報であることを問わない。)をいいます。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に開示または提供しないものとし、かつ、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。
  - (1) 個人情報を適切に管理するように契約等により義務づけた再委託先に対し、本サービスの提供および本サービスの向上を検討するために必要な業務(個人情報の収集および分析を含みます。)を委託する目的で個人情報を提供する場合
  - (2) 個人を識別または特定できない態様で本サービスの開発、評価、分析のために使用する場合
  - (3) 個人情報および第 1 号の集計、分析等により得られた統計データを、個人を識別できない状態で当社の提携先その他の第三者に開示する場合
  - (4) 個人情報の取得等に関する同意を求める目的で利用者本人に電子メール等を送付する場合
  - (5) その他任意に利用者本人の同意を得た上で個人情報を利用する場合
  - (6) 裁判所または監督官庁等の行政機関から法令の定めるところに従い個人情報の開示を要求された場合
  - (7) その他、個人情報の保護に関する法律・法令等により開示または提供が認められる場合
2. 本サービスには、AWS 社が提供するクラウド環境が使用されているため、本サービスに利用にあたり、同社が規定する Privacy Notice ([https://aws.amazon.com/privacy/?nc1=f\\_pr](https://aws.amazon.com/privacy/?nc1=f_pr)) が適用されます。

## 第30条 (反社会的勢力との関係排除)

1. 契約者および当社は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約するものとします。
  - (1) 自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」と総称します。)であること
  - (2) 自己または自己の役員が、反社会的勢力を利用すること

- (3) 自己または自己の役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与すること
  - (4) 自己または自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い、相手方の名誉や信用を毀損し、また、相手方の業務を妨害すること
  - (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
2. 契約者および当社は、相手方が前項の確約に違反して、前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、相手方に対し何らの催告をすることなく、本サービス契約の全部または一部を解除することができるものとします。
3. 契約者および当社は、相手方が第 1 項各号のいずれかに違反した疑いがあると合理的に認められる場合は、当該違反の有無を確認することを目的として調査を行うことができるものとし、相手方は、当該調査に協力するものとします。

### **第31条 (準拠法)**

1. 本約款は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

### **第32条 (合意管轄)**

1. 本約款に関連して生じた契約者と当社間の紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。